

23 日 獣 発 第 41 号

平成 23 年 5 月 2 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

会 長 山 根 義 久

(公印及び契印の押印は省略)

韓国における口蹄疫の再発に伴う畜産関係者等への指導の 再徹底について

このことについて、平成 23 年 4 月 22 日付け 23 消安第 767 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添写しのとおり通知があったので、貴会関係者に周知方お願いします。

このたびの通知の内容は、韓国において昨年 11 月 29 日以降口蹄疫（O 型）が発生し、全 8 道のうち 2 道（全羅北道、全羅南道）及び済州島を除き発生が拡大したことから、その後、全国的なワクチン接種によるまん延防止対策を行い、2 月以降発生が鎮静したとの報告が出されていたところであったが、4 月 17 日に慶尚北道永川市で口蹄疫（O 型）が豚で再発して以降、4 月 22 日までに 3 例（全て豚飼養農場）の発生が報告されたことから、韓国における口蹄疫発生状況及び我が国の対応状況について取りまとめたので、広く畜産関係者（畜産農家と接する耕種農家等を含む）、関係機関・団体等への情報提供及び飼養衛生管理の徹底に関する畜産関係者への指導について、各都道府県畜産主務部長に求めたので、本会あて家畜防疫の重要性を十分理解の上、本会会員等に対する周知とともに適切な対応についての指導が依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野

TEL 03-3475-1601



23消安第767号
平成23年4月22日

社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国における口蹄疫の再発に伴う畜産関係者等への指導の再徹底について

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



写

23消安第767号
平成23年4月22日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国における口蹄疫の再発に伴う畜産関係者等への指導の再徹底について

韓国においては、昨年11月29日以降口蹄疫（O型）が発生し、全8道のうち2道（全羅北道、全羅南道）及び済州島を除き発生が拡大したことから、その後、全国的なワクチン接種によるまん延防止対策を行い、2月以降発生が鎮静したとの報告が出されていたところです。しかしながら、4月17日に慶尚北道永川市で口蹄疫（O型）が豚で再発して以降、本日までに3例（すべて豚飼養農場）の発生が報告されました。

韓国においては、ワクチン接種等により発生数は減少していますが、今後も散発的に発生が報告される可能性は十分にあると考えられ、引き続き、我が国への口蹄疫の侵入に対する警戒を強化する必要があります。

つきましては、韓国における最新の口蹄疫発生状況及び我が国の対応状況について、別添のとおり取りまとめましたので、広く畜産関係者（畜産農家と接する耕種農家等を含む）、関係機関・団体等への情報提供及び下記に掲げる飼養衛生管理の徹底に関する畜産関係者等への指導をお願いします。

なお、韓国における口蹄疫の発生情報等については、これまでも当省ホームページにて随時更新しておりますが、今般改正された家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の2の規定に基づき、必要な情報をインターネットの利用、その他の適切な方法により積極的に公表することとしていますので、適切に御活用ください。

記

畜産農家においては、特に以下のことに留意すること。

- ① 飼養家畜の健康観察を毎日行い、異常の早期発見・早期通報に努めること。
- ② 家畜の管理者以外の者の農場敷地内への出入りを原則的に禁止すること。やむを得ず農場内に入場させる際には、海外渡航歴や他の農場への訪問履歴を確認した上で、問題が無い場合にのみ許可すること。
- ③ 農場の清浄性を確保するため、農場敷地及び畜舎の効果的な消毒を徹底すること。また、敷地及び畜舎への入退場者、入退場車両については、出入りの記録を徹底するとともに、入退場時の適切な消毒を実施すること。特に車両については、運転席の足元等の車両内部の消毒に留意すること。

<農林水産省ホームページ：韓国の口蹄疫に関する情報>

URL：http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/korea.html

韓国口蹄疫の現状について

平成 23 年 4 月 22 日
農林水産省動物衛生課

1. 経緯

昨年 11 月 29 日に慶尚北道の安東市で発生した口蹄疫（O 型）は、その後発生が拡大し、全 8 道のうち 2 道（全羅北道、全羅南道）と済州島を除き、韓国全土にまん延。

韓国政府は、昨年 12 月にワクチン接種を決定し、12 月 25 日から一度目のワクチン接種を開始。全国のすべての牛及び豚を対象とした接種を行い、2 月 26 日までに 2 度のワクチン接種を終了。

4 月 5 日、韓国政府は OIE に対し、最終発生は 2 月 25 日であり、4 月 3 日に一連の発生が終息しすべての地域で移動制限を解除した旨を通報。（約 6,200 農家の約 348 万頭（牛：15 万頭、豚：332 万頭）を殺処分）

しかしながら、4 月 17 日に慶尚北道の永川市で再発し、4 月 22 日までに同市内で 3 例が報告（全て豚）されている。

2. 再発以降の発生事例の概要

(1) 1 例目

- ・ 4 月 17 日、養豚農場（67 頭飼育）で発生（遺伝子検査（PCR）陽性）。
- ・ 1 週間前から雌豚の乳頭の皮膚がめくれ、子豚約 10 頭がへい死したため通報。蹄の傷、食欲不振を確認。
- ・ 本農場は、2 月に農場主が 1 次・2 次ワクチン接種。

(2) 2 例目

- ・ 4 月 20 日、養豚農場（2,265 頭飼育）で発生（1 例目の農場から西に 2.4km）。
- ・ 子豚 80 頭に、へい死、蹄の傷、水疱、歩行異常を確認。
- ・ 本農場は、1 月 10 日及び 2 月 8 日に農場主が 1 次・2 次ワクチン接種。発症した子豚は 30～40 日齢でありワクチン未接種。

(3) 3例目

- ・ 4月22日、養豚農場（800頭飼育）で発生（1例目の農場から東に2.5km）。
- ・ 鼻、乳首に水疱、子豚のへい死を確認。

3. 韓国政府の防疫対応

- (1) 感染豚群のみを殺処分、移動制限は発生農場のみ。
- (2) 全国農場の一斉消毒、臨床観察強化を実施。
- (3) 発生農場周囲3kmの農場を対象にワクチンを追加接種。
- (4) 2次接種の6か月後を予定していた3次接種の早期実施を検討中。

4. 我が国の対応

- (1) ゴールデンウィークに人や物の動きが活発になることを踏まえ、改めて水際対策を徹底。
 - ・ 地方空港を含め出国エリアや航空機内等における旅客への注意喚起のためのアナウンスの実施、持ち込みゴルフシューズ等の消毒を徹底。
 - ・ 検疫探知犬を活用した抜き打ち検査（成田空港、関西空港）をアジア便を対象に強化。
- (2) 都道府県や関係団体を通じて、韓国の口蹄疫の現状を周知し、防疫に対する注意喚起を実施。

・韓国で口蹄疫が 発生しました!!

注意

口蹄疫とは ?

牛や豚などがかかる**感染力が非常に強い**伝染病でまず発熱や食欲不振が見られ、次によだれを流し、口やひづめ、乳房に水ぶくれができるのが特徴です。



- 農場に入る際、靴や持ち込む物の**消毒を徹底**しましょう。
- 外部から人や車をなるべく**農場に入れない**ようにしましょう。
- 発生国から人や物を農場に近づけないようにしましょう。
また、従業員の方も含めて、**口蹄疫が発生している国への渡航は、できる限り控え**ましょう。
- 口蹄疫を広げないためには、**早期発見**がとても大切です!! 毎日、家畜を観察して、おかしい時には、すぐに**獣医師や家畜保健衛生所に連絡**しましょう。

連絡先:

